

# 久慈市中小企業振興資金融資制度

(運用 令和7年4月1日より)

(産業経済部 商工観光課 TEL 52-2123)

資金の種類		対 象 者	金 額	返済期間	利 率	保証人・担保	申請	申し込みに必要な書類																									
中 小 企 業 振 興 資 金	運転資金	<b>中小企業基本法に定める会社及び個人</b> ① 市内に店舗又は事業所を有し同一事業を1年以上継続 ② 納期到来分の市税を滞納していないこと	2,500万円以内	7年以内 (据置 1年以内)	○利率(市が利子1%を補給) 下記は利子補給後の利率 3年以内 年1.80% 3年超10年以内 年2.00% ※ 特別小口資金及びセーフティネット保証の認定を受けた場合 3年以内 年1.70% 3年超10年以内 年1.90%  ○保証料 ・市が全額補給  ○遅延及び期間延長した場合、その延滞期間及び延長期間に係る保証料及び利子補給金は補給しない	○保証人 取扱金融機関の所定の条件	岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・みちのく銀行・盛岡信用金庫の市内に所在する支店	○融資申請書  ○証明書(ただし、金融機関保証協会が下記以外の書類を求めた場合は、その書類を提出しなければならない。) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人企業</th> <th>法人企業</th> <th>保証人</th> <th>窓口(久慈市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税証明書</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td>印鑑証明書</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>市民課</td> </tr> <tr> <td>資産証明書</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>※</td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td>所得証明書(特別小口)</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>税務課</td> </tr> </tbody> </table> 法人企業、組合の印鑑証明は法務局 法人企業の所得金額証明書は税務署 ※ 取扱金融機関の所定の条件とする  ○法人企業、組合 定款、登記簿謄本、決算書  ○個人企業 青色申告者はその決算書の写し  ○設備資金 見積書、図面等  ○許認可を受けている業種 許認可証の写し  ○開業資金 事業計画書、勤務経験を証明するもの	区分	個人企業	法人企業	保証人	窓口(久慈市)	納税証明書	◎	◎		税務課	印鑑証明書	◎	◎		市民課	資産証明書	◎	◎	※	税務課	所得証明書(特別小口)	◎	◎		税務課
	区分		個人企業	法人企業					保証人	窓口(久慈市)																							
	納税証明書	◎	◎						税務課																								
	印鑑証明書	◎	◎						市民課																								
	資産証明書	◎	◎	※					税務課																								
	所得証明書(特別小口)	◎	◎						税務課																								
設備資金	300人以下並びに資本金3億円以下 卸売業・100人以下並びに資本金1億円以下 サービス業：100人以下並びに資本金5千万円以下 小売業：50人以下並びに資本金5千万円以下	融資限度額(資金併用) 5,000万円以内	2,500万円以内	10年以内 (据置 1年以内)																													
開業資金	上記②に該当のほか ③ 市内に開業しようとする者又は市内に店舗等を有し、事業開始以後1年を経過していない者 ④ 免許又は担保又は3年の勤務経験を有すること	運転資金、設備資金併用の場合 3,750万円以内  ※上記にかかわらず、信用保証協会の保証債務残高と合計して5,000万円以内	1,250万円以内	運転資金 7年以内 (据置 1年以内)  設備資金 10年以内 (据置 1年以内)																													
経営安定資金	<b>組合</b> 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合及び生活衛生同業組合	上記①～②にほか次のいずれかに該当最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期と比較して10%以上減少・経常利益が欠損・売上高対経常利益率が低下・流動比率等悪化・取引先の倒産など	2,500万円以内	10年以内 (据置 1年以内)																													
特別支援資金	上記①～②による		500万円以内	7年以内 (据置 1年以内)																													
特別小口資金(無保証人無担保)	上記のほか ・所得税、法人税、事業税又は所得割のある市県民税のいずれか完納 ・岩手県信用保証協会の保証債務残高がないこと (特別小口保証を除く)	1,250万円以内		運転資金 7年以内 (据置 1年以内)  設備資金 10年以内 (据置 1年以内)																													

・岩手県信用保証協会の信用保証の対象外の業種は対象となりません。(農業、林業の一部、風俗営業の許可を受けている飲食店、金融、保険業、娯楽業の一部等)  
 ・岩手県信用保証協会及び金融機関による金融上の審査があり、経営状況等によっては利用できない場合もあります。